最終更新日：2015年5月29日
株式会社SUMCO
取締役社長　橋本眞幸
問合せ先：総務部（03-5444-0808）
証券コード：3436
http://www.sumcosi.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、半導体デバイスの基幹基板である高品質のシリコンウェーハの供給を通して、産業の発展と人々の生活の質の向上に貢献すると同時に、企業価値の向上を実現することにより株主からの負託に応え、株主以外のステークホルダーとも良好な関係を構築・維持していくことが経営上の重要課題であると認識しております。

このような課題を踏まえ、経営監視機能の強化、取締役の職務執行の効率性の確保、当社企業グループ統治の充実等をはじめとするコーポレートガバナンスに関わる諸施策を実施して、迅速な経営意思決定と業務執行における透明性・公平性の確保を図っております。また、経営の透明性を高めるために、適時適切な情報開示に努めてまいることとしております。

企業活動の推進に際しては、関連法令を遵守するだけでなく、社会的良識に則した健全な企業活動を遂行していくべく、当社並びにその役員及び従業員等が守るべき規範として、「SUMCO行動憲章」を採択し、実施しております。

当社は、従業員一丸となってエクセレントカンパニーを目指し、それを実現するために、1. 技術で世界一の会社、2. 景気下降局面でも赤字にならない会社、3. 従業員が活き活きとした利益マインドの高い会社、4. 海外市場に強い会社、の4項目を内容とする「SUMCOビジョン」を策定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新日鐵住金株式会社	71,700,000	27.82
三菱マテリアル株式会社	71,700,000	27.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,388,000	2.48
MSCO CUSTOMER SECURITIES	5,419,663	2.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	5,089,427	1.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	4,052,413	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,857,100	1.50
JP MORGAN CHASE BANK 380055	3,535,235	1.37
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,759,241	1.07
JP MORGAN CHASE BANK 380084	2,293,500	0.89

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中岡　誠	他の会社の出身者							○				
三冨　正博	他の会社の出身者											
目代　史朗	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中岡　誠		中岡誠氏は、当社の大株主であり、当社のその他の関係会社に該当する新日鐵住金株式会社の関係会社部部長であります。	同氏は、当社事業に知見を有し、かつ経営全般に優れた見識を兼ね備えておりますことから、経営監督能力を十分に発揮できると判断しております。
三冨　正博	○	―――	三冨正博氏は、経営コンサルタントとしての職務を通じて培われた企業経営等に関する専門的知見及び公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知識を有する取締役として経営監督能力を十分に発揮できると判断しております。また、同氏は、関係会社・大株主・主要な取引先の関係者ではなく、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
		目代史朗氏は、当社大株主であり、当社のその他の関係会社に該当する三菱マテ	同氏は、当社事業に知見を有し、かつ経営全

目代　史朗		リアル株式会社の電子材料事業カンパニーシリコン事業部長であります。当社は同社及び同社グループから原材料を購入する等の取引があります。	般に優れた見識を兼ね備えておりますことから、経営監督能力を十分に発揮できると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

それぞれが行う監査の計画、進捗及び結果を定期的に報告・説明する等、相互の情報及び意見の交換を行っており、監査の実効性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中　等	弁護士													
山ノ辺　敬介	他の会社の出身者									△	△			
上原　学	他の会社の出身者									○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　等	○	―――	田中等氏は、弁護士としての専門性を有し、かつ長年にわたる弁護士としての経験から、経営監視能力を十分に発揮できると判断しております。また、同氏は、関係会社・大株主・主要な取引先の関係者ではなく、当社から役員報酬以外に金銭その他の財産を得ていないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
		山ノ辺敬介氏は、当社の大株主であり、	

山ノ辺　敬介		当社のその他の関係会社に該当する三菱マテリアル株式会社の常勤監査役であり、2010年6月から2012年6月まで同社の常務取締役（代表取締役）を務めておりました。当社は同社及び同社グループから原料を購入する等の取引があります。	同氏は、当社事業に知見を有し、かつ三菱マテリアル株式会社において、長年にわたり経理・財務に関する業務経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、経営監視能力を十分に発揮できると判断しております。
上原　学		上原学氏は、当社の大株主であり、当社のその他の関係会社に該当する新日鐵住金株式会社の経営企画部上席主幹兼関係会社部上席主幹であります。	同氏は、当社事業に知見を有し、かつ新日鐵住金株式会社において、長年にわたり経理に関する業務経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、経営監視能力を十分に発揮できると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

一定の利益水準を前提とした取締役賞与を支給することとしております。他のインセンティブ付与に関する施策については、今後の検討課題として認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしておりません。
なお、平成26年12月期における当社取締役に対する報酬は、242,800千円（うち社外取締役6,900千円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会でご承認を頂いた取締役報酬総額の範囲内で、業績動向等を勘案の上、常勤・非常勤の別及び役職の別の基本報酬の基準、並びに賞与の基準を定め、当該基準の範囲内で、取締役会決議に基づき、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制は、以下のとおりであります。
（1）取締役会の付議事項は事前に連絡し、特に重要な案件については、その内容の事前説明を行っております。
（2）その他、重要案件、懸案事項等の会社業務に関する情報については、経営方針等の重要事項に関する意思決定をより適切に行えるよう、取締役、執行役員又は関連部門より適宜伝達しております。また、社外監査役も含めて監査役の行う監査業務を補佐するため、監査役付を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 当社の取締役会は、取締役9名（うち3名は社外取締役）で構成され、法定事項及び重要な業務執行をはじめとする重要事項に関する意思決定を行うと共に、取締役の職務執行及び各執行役員の業務執行状況を監督しており、経営コンサルタントとしての職務を通じて培われた企業経

営等に関する専門的知見及び公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的知見を有する社外取締役1名及び当社事業に知見を有し、かつ、経営全般に優れた見識を備える社外取締役2名を選任することにより、外部の視点を入れた経営の監督機能の強化に努めております。なお、取締役会は、原則月1回開催しており、必要がある場合は、適宜臨時取締役会を開催いたします。

2. 経営会議は、常務執行役員以上で構成され、経営上の重要事項を審議しております。経営会議は、原則毎週開催しております。

3. 当社は執行役員制を採用することにより、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能を分離し、事業環境の変化への機動性を高め、意思決定の迅速性の確保を図っております。

4. 各業務運営組織は、担当の執行役員の下、社内規定においてそれぞれの組織権限や実行責任者の明確化等、適切な事務手続きを定めております。

5. 当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役3名の5名で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準・監査計画に基づき、社内各部門及びグループ会社に対し監査役監査を実施し、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況を調査することにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。また、経営の監視機能強化のため、弁護士としての高い専門知識を有する社外監査役1名、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役2名を選任しております。

6. 内部監査については、「監査室」（人員7名）を設置し、内部監査規定及び年度監査実施計画に基づき、経営の効率性やコンプライアンス状況等の監査を実施し、監査結果を社長及び被監査部門に報告・通知すると共に、是正処置の実行を求め、適宜、調査・確認を行っております。
なお、監査役と監査室は、定期的に会合を持ち監査結果の報告、情報・意見交換等を行い、連携して効率的監査に努めております。

7. 会計監査については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。
会計監査についての監査責任者の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。
・監査責任者の氏名

有限責任監査法人トーマツ	公認会計士	平野　満
	公認会計士	長沼　洋佑

・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士9名、その他16名

8. 監査役、監査室及び会計監査人の間では、それぞれが行う監査の計画、進捗及び結果を報告・説明する等、相互の情報及び意見の交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制を採用し、業務執行機能と意思決定・監督機能を分離することにより、事業環境の変化への機動性を高め、意思決定の迅速性の確保を図っております。また、経営コンサルタント及び公認会計士としての専門性と独立性、当社事業に対する知見と経営全般に優れた見識を、それぞれ有する社外取締役を選任し、また、弁護士として高い専門性と独立性、経営全般に優れた見識、財務・会計に関する相当程度の知見を、それぞれを有する社外監査役を選任しております。これにより、外部の視点を入れた経営の監督・監視機能の強化を図り、併せて前述の執行役員制の採用により、迅速な意思決定と業務執行における透明性・公平性の確保が図れると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社が運営するサイトにて、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに招集通知の英訳を掲載しております。
その他	株主の理解を深めるため、定時株主総会では、事業報告の内容や計算書類の要点を中心に、画像等を用いてビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに本決算及び四半期毎に、社長及びIR担当役員等を説明者として、決算説明会を実施することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース、有価証券報告書、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	(1)IR担当部署名：広報・IR室 (2)IR担当役員：取締役・副社長 瀧井道治 (3)IR事務連絡責任者：広報・IR室長 澁谷博史	
その他	業績、経営方針等を取りまとめた報告書（「株主通信」）を作成し、年2回、発行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	関連法令を遵守するだけでなく、社会的良識に則した健全な企業活動を行うための指針として「SUMCO行動憲章」を策定し、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証を取得するとともに、環境基本方針を定め、電力使用量、有害化学物質、産業廃棄物の削減等に自主的かつ継続的に取り組んでおります。また、CSR活動については、シリコンウェーハの生産・供給を通じて、豊かな社会づくりに貢献していくという理念、すなわち「良き企業市民」という高いモチベーションを保持していくことを基本として、雇用の創出や消費の拡大等を通じて地域経済の活性化に寄与し、地域社会から必要とされる存在であるよう努めております。 上記の環境保全活動及びCSR活動の状況をまとめた「CSR報告書」を発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	(1)迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努める。(2)関係法令や証券取引所の規則において開示が求められていない会社情報についても、有用な情報は積極的に開示を行う、という基本方針のもとに、ホームページの充実、株主通信の配布等を通じて、情報提供に努めております。
その他	経営理念として「お客様と株主の期待に応え、従業員に幸せを与え、社会に貢献する、常に世界一のシリコンウェーハメーカーを目指す」を掲げており、ステークホルダーとの良好な関係を構築・維持していくことが経営上の重要課題であると認識しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準として「SUMCO行動憲章」を定め、これを役員・従業員に周知徹底しております。

(2)「SUMCO行動憲章」を遵守するうえでの最高責任者として遵法担当役員を置き、各部門の責任者は、定期的に行動憲章の遵守の状況を遵法担当役員に報告しております。

(3)法令・定款上の違反または疑義ある行為等に関する通報窓口を設置しております。

(4)内部監査担当部門により、各部門におけるコンプライアンスの状況に関する定期的な監査を実施しております。

(5)「SUMCO行動憲章」に明記している反社会的勢力との関係を絶ち、反社会的勢力から不当な要求に応じないという考え方を、役員・従業員に対して、より一層周知徹底しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び社内規定に基づき、適切に保存・管理を行うこととし、取締役、監査役、会計監査人等が、閲覧・謄写可能な状態にするよう整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理に係る基本事項を定めた「リスク管理基本規定」を制定し、この規定に基づき、重大なリスク発生時における情報伝達ルート及び、緊急対策本部の設置等の体制を整備しております。

(2)リスク管理全般を統括する組織として「Business Security Committee(BSC)」を設置し、リスク管理に関する全社方針の策定及びリスク対応進捗状況の確認等を行うことにしております。

(3)情報漏洩リスク、金融市場リスク、品質リスク等の個別のリスクについては、リスク管理基本規定に基づき、社内規定等を定め、適切に管理しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行しております。

(2)経営上の重要事項は、常務執行役員以上を構成員とする経営会議で審議しております。

(3)取締役会への付議事項は、付議基準を定め明確にし、執行役員の職務権限は、社内規定で定め、その責任と権限を明確にしております。

(4)取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行しております。職務の執行状況は、執行役員を兼務する取締役が、取締役会において定期的に報告しております。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の「SUMCO行動憲章」と同等の行動憲章を各子会社ごとに制定することを通じて、当社グループの一員として企業倫理の確立及びコンプライアンス体制の構築を図っております。子会社における行動憲章の遵守の状況について、定期的に報告を求めております。

(2)子会社管理の担当部門を置き、社内規定により当社の子会社に対する管理基準を明確にして、子会社並びに当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図っております。また、業績・財務状況その他の重要な経営情報の他、法令・定款の違反又はそのおそれ、あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等につき報告を求めております。

(3)各子会社において、リスク管理に係る基本方針を制定し、リスク対応の推進を求める。その実施状況について、「Business Security Committee(BSC)」において報告を求めております。また、各子会社において重大リスクが発生した場合の情報伝達ルートを整備しております。

(4)法令・定款上の違反又は疑義ある行為等に関して子会社の従業員が直接通報できる、執行部門から独立した窓口を設置しております。

(5)当社の内部監査担当部門は定期的に子会社に対する内部監査を実施しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役付を設置しております。

(2)監査役付の独立性を確保するため、その人事異動に関しては監査役会の事前の同意を必要とし、人事評価に関しては常勤監査役が実施しております。

(3)監査役付は、その業務を遂行するにあたって、専ら監査役の指揮命令に従うものとしております。

7. 監査役への報告に関する体制
(1)取締役は、経営、業績等に重大な影響を及ぼす事項等の監査役に報告すべき事項を社内規定で定め、適切に監査役に報告しております。

(2)子会社において、法令・定款の違反又はそのおそれ、あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項が発生した場合、子会社の取締役又は使用人から子会社管理部門及び当社監査役に対して報告する体制を整備しております。また、子会社の取締役又は使用人から報告を受けた子会社管理部門は、監査役に対し報告しております。

(3)当社の取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は、必要と認めた場合、監査役に報告することができます。

⑷監査役は、必要に応じ、当社の取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を求めることができます。

⑸監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを、規程等において明確にしております。

８．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
⑴監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該請求に応じます。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴監査役と取締役社長との間において、定期的に又は必要あると認める場合は、意見交換を実施しております。

⑵監査役に対し、取締役会をはじめとする重要会議への出席の機会を積極的に設けております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「SUMCO行動憲章」に明記している反社会的勢力との関係を絶ち、反社会的勢力から不当な要求に応じないという考え方を、役員・従業員に対して、より一層周知徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社グループにおける基本方針
当社グループは、発足時からの経営理念として、「お客様と株主の期待に応え、従業員に幸せを与え、社会に貢献する、常に世界一のシリコン・ウェーハメーカーを目指す。」という経営理念を掲げ、企業価値の増大により株主からの負託に応えるとともに、株主以外のステークホルダーとも良好な関係を構築・維持していくことを経営上の重要課題として、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んできました。また、上場会社として社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの一層の強化し、「透明性の高い適時情報開示」の実現に向けた体制を整備しています。

2. 当社グループにおける適時開示体制
(1)専任部署の設置
広報・IR室の統括役員が情報取扱責任者となり、広報・IR室を設置することで、適時開示をはじめとするタイムリー・ディスクロージャー業務について、当社グループ全体を一元管理する組織体制を整備しています。

(2)規定の整備及び周知・啓発
適時開示規定及びインサイダー取引防止規定を制定し、情報の漏洩や不正使用の防止並びに情報の適時開示等、会社情報の管理全般について、基本方針、責任と権限、手続き等を規定しています。また、両規定の閲覧が可能となっているとともに、継続的な集合教育等を加えることで、周知・啓発を徹底しています。

(3)適時開示手続きの概要
a.情報収集
適時開示規定において、東京証券取引所の有価証券上場規定等に規定される適時開示が必要な開示項目を明示するとともに、投資者にとって有用な情報については、当該規定において適時開示が求められていない情報についても積極的に開示するという適時開示規定に定める当社の適時開示に関する基本方針を周知・啓発することにより、情報の網羅性を図っています。また、適時開示に係る会社情報は、全て会社内の内部情報管理者である総務部長に集約される体制とすることで、情報収集における迅速性を図っています。

b.情報の分析・判断
情報を受けた総務部長は、情報の正確性を確認した上で、直ちに広報・IR室長、総務部統括役員及び社長並びに監査役へ報告を行うとともに、広報・IR室長は、広報・IR室統括役員及び総務部長とともに次の要件について判断を行います。
・金融商品取引法に定められる重要事実としての該当の有無
・東京証券取引所の規定に定められる適時開示が望ましい会社情報としての該当の有無
・上記1)、2)に該当しないが、開示が望ましい会社情報としての該当の有無
当該判定結果に基づき、広報・IR室統括役員は、開示資料を作成し、関係役員へ諮るとともに、最終的な判定、承認を社長もしくは取締役会へ求めます。
上記のとおり、適時開示やインサイダー取引防止を専門的に担当する関係者による業務遂行は、迅速な判断や開示資料の作成による適時性、関係法令や規定を遵守することによる適法性を実現するとともに、社長もしくは取締役会の承認に基づく開示の実行は公式性を担保します。

c.情報の公表
社長もしくは取締役会の承認を受けた開示情報は、広報・IR室統括役員が、関係法令や規程に従い、所定の開示を実行しますが、広報・IR室の専門スタッフによる業務遂行は、開示における公平性を実現します。

(4)適時開示の実施状況のモニタリング
当社は、上場会社としての情報管理や適時開示の実施状況を、監査室による内部監査の監査項目に加えています。また、監査役は、取締役会等への出席により、開示情報を含む重要な会社情報を入手できる立場にあるとともに、上場会社としての情報管理体制や適時開示体制の機能の実現状況についても、監査を実施することにしています。

【コーポレートガバナンス体制の概要】

